

所属長 各位

横浜市立学校教職員互助会事務長

令和8年度就学祝金の請求について（依頼）

貴所属の互助会会員の該当となる方（子どもが小学校、中学校、義務教育学校（前期、後期課程）、特別支援学校（小・中）及び中高一貫教育学校附属中学校に入学するとき）に対して、次の期間にご請求くださいますよう周知をお願いします。

給付金額	提出期間	支給日	給付対象	支給方法
20,000円	4/1（水） ～ 4/14（火） ※4月1日以降に請求時点の在籍校からご提出ください。	5/21（木）	令和8年4月1日時点で会員の方	■教職員の会員（職員番号） ⇒ 給与加算 （給与明細「互助会・給付金」の項目に記載されます。） ※記入例⑥「振込先」欄の記入は不要です。 <hr/> ■教職員以外の会員（S+数字） ■給与加算ができない場合 ⇒ 銀行振込 ※記入例⑥「振込先」欄に口座をご記入ください。

- 給付金請求書（第8号様式）・記入例は、互助会ホームページの「各種様式ダウンロード」からダウンロードしてください。

・各種様式ダウンロードページ

<https://hamagojo.com/youshiki/>

- ①提出日 ②所属 ③会員番号 ④氏名・フリガナ ⑤入学児童氏名・フリガナ・該当学校のチェック・入学年月を必ず記入してください。

※S+数字の会員は⑥「振込先」も記入してください。

※給与加算が可能な方が給与口座と異なる振込先を⑥に記入された場合でも給与口座へ支給します。

- ④請求者ご本人の自署による申請が可能です。ただし、自署でない場合（データで名前を入力する場合、ゴム印使用の場合）は、押印をお願いします。
- ⑦所属の確認欄についてもご本人の自署によるサインでお願いします。ただし、「レ」点、ゴム印は不可です。従来の朱肉を使う印鑑押印でも受理します。

※夫婦で会員の場合、双方から請求できます。

※双子等の場合、それぞれ請求してください。

※給付の請求は、事由の発生後2年間です。提出期間を過ぎた後でも受付けますが、今回の提出期間内にご請求いただいたものより、支給が遅くなる場合があります。

記入例

書類及び件数別に各一冊提出してください。

第8号様式（10条、11条、12条、13条）

提出日（元号での記入も可）

データで入力される場合、ゴム印使用の場合は、印鑑もお願ひします。

⑤

校長、事務担当者の確認およびサインが必要です。

職員番号

フリガナを必ずご記入ください。「名」でも受付ます。

※預金

※受付

給付加算可能な方が、給与口座と異なる振込先を記入された場合でも給与口座に支給されます。

給付金請求書

提出日 2026年4月1日

金額 ¥20,000.-

所属 横浜市立学校教職員互助会会長

振込先 横浜小学校

職員番号 234567

種別 給付金

フリガナ 教諭

出生祝金

フリガナ 入学児童

入学年月 2026.4

産費

産費教育

備考欄

請求者は請求者が同一であっても、給付の種類及び件数別に各1部提出してください。（添付書類はすべて可。）

教職員の会員については、給与に別添して支給します。

休職等で給与支給がない場合は、給与支給口座に互助会から振り込みます。

教職員以外の方及び退職された方は口座をお書きください。

振込先 S+数字の会員の、振込が滞りなくなる方はご記入ください。

口座番号

銀行 支店（普通預金）